

## 消防法等の命令に基づく不利益処分の処分基準（案）について

### 1 目的

消防法及び本市火災予防条例における命令に基づく不利益処分の処分基準を定めるため制定するものです。

### 2 主な内容

#### (1) 資料の提出について

ア 火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じる処分の処分基準を定めました。

イ 危険物流出等の事故原因調査のため、必要があるときは、当該事故が発生した製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他当該事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じる処分の処分基準を定めました。

ウ 前記に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のために必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じる処分の処分基準を定めました。

エ 火災の原因等の調査をするため必要があるときは、関係のある者に対して質問し、又は火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し若しくは輸入した者に対して必要な資料を命じる処分の処分基準を定めました。

オ 火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破壊された財産を調査するために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じる処分の処分基準を定めました。

#### (2) 防火（防災）管理について

ア 自衛消防組織を置くことを命じる処分の処分基準を定めました。

イ 統括防火（防災）管理者を定めること及び統括防火（防災）管理者の行うべき業務を命じる処分の処分基準を定めました。

ウ 防災管理者を定めること及び防災管理者の行うべき業務を命じる処分の処分基準を定めました。

エ 防災管理定期点検及び同点検の特例認定に係る虚偽等の表示について、除去等を命じる処分の処分基準を定めました。

オ 防火管理定期点検及び防災管理定期点検の双方が義務付けられる防火対象物において、点検基準に適合する虚偽等の表示及び特例認定の虚偽等の表示について、除去等を命じる処分の処分基準を定めました。

カ 防災管理対象物定期点検報告制度の特例認定の取消しを命じる処分の処分基準を定めました。

### (3) 指定催しの指定について

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外の催しのうち、大規模なものとして消防長が定めたもので、火災が発生した場合に人命又は財産に重大な被害を与えるおそれがあるものを、指定催しとして指定する処分の処分基準を定めました。

## 3 施行日

平成29年5月1日予定

## 4 参考資料

(1) 不利益処分の処分基準 総括表

(2) 不利益処分の処分基準 個票